

計画相談の仕組み

相談支援事業所めやす箱
後藤 崇・近藤 亜希子



相談支援事業所 めやす箱
住所：高敷市青江988-3
電話：086-441-3402

社会福祉法人めやす箱

至道線
ビル1階にある奥野院とアースサポート(2階入居)の間にあります。
伯原線
イオン青敷方面
マナトビル
近国道429
アラボの教室所
ゴルフショップ
ローソン
山陽本線
高敷駅

今日の内容

1. サービス等利用計画とは？
2. サービス等利用計画を作る人は？
3. 計画作成にかかる費用は？
4. 個別支援計画との違いは？
5. 支給決定プロセス
6. モニタリングとは？
7. サービス等利用計画を作っていないとどうなる？
8. サービス等利用計画のメリット♪

今日の内容 その2

8. 暮らしを支える相談支援体制（地域定着支援）
9. 地域の相談支援体制と地域自立支援協議会について
10. 障がい児相談支援について

1. サービス等利用計画とは？

利用者の方の課題解決や、適切なサービス利用を支援するために作成するもの。

- 計画に記載されることは・・・
 - ・本人の希望や解決すべき課題
 - ・課題を解決するための支援方針
 - ・利用するサービスや事業所について
 - ・本人の役割や配慮すべき事項 など

2. サービス等利用計画を作る人は？

「指定特定相談支援事業所」「障害児相談支援事業所」が作成します。

- どんな事業所がどこにあるのか・・・
 - 地域や事業所によって特色があります。
 - 市町村に事業所の一覧があります。まずはお問い合わせを。

3. 計画作成にかかる費用は？

利用者の方が負担する費用はありません。

4. 個別支援計画との違いは？

は、その方の生活全体の課題や目標を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について総合的に計画するものです。

生活介護や就労継続支援B型等の通所施設がつくる「個別支援計画」はサービス等利用計画の全体目標をもとに、施設ごとに作成する個別の計画となります。

5. 支給決定プロセス

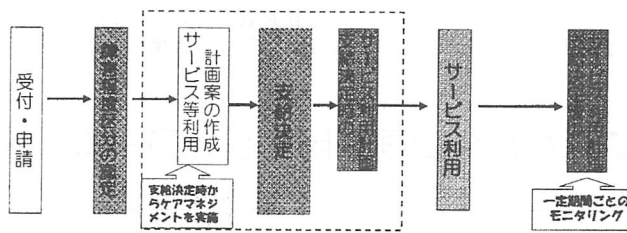
○市町村は、必要と認められる場合として省令で定める場合には、指定を受けた相談支援事業者が作成するサービス利用計画書の提出を求め、これを勘案して支給決定を行うこととする。

※ 上記の計画書に代えて、省令で定める計画書（セルフケアプラン等）を提出できることとする。

※ 相談支援事業者の指定は、総合的に相談支援を行う者として省令で定める基準に該当する者について市町村が指定することとする。

※ サービス利用計画作成対象者を拡大する。

○支給決定時のサービス等利用計画の作成及び支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）について、計画相談支援給付費を支給する。



サービス等利用計画 障害児支援利用計画						
利用者の氏名	性別	生年月日	障害児支援利用計画の作成日	利用者の住所	利用者の連絡先	利用者の相談先
〇〇〇〇	男	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番	〇〇-〇〇-〇〇〇〇	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番
利用者の障害の種類	〇〇〇〇					
利用者の障害の程度	〇〇〇〇					
利用者の生活状況	〇〇〇〇					
利用者の意向	〇〇〇〇					
利用者の氏名	性別	生年月日	利用者の住所	利用者の連絡先	利用者の相談先	利用者の意向
〇〇〇〇	男	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番	〇〇-〇〇-〇〇〇〇	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番	〇〇〇〇
利用者の障害の種類	〇〇〇〇					
利用者の障害の程度	〇〇〇〇					
利用者の生活状況	〇〇〇〇					
利用者の意向	〇〇〇〇					

3

サービス等利用計画 障害児支援利用計画 モニタリング計画表						
利用者の氏名	性別	生年月日	利用者の住所	利用者の連絡先	利用者の相談先	利用者の意向
〇〇〇〇	男	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番	〇〇-〇〇-〇〇〇〇	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番	〇〇〇〇
利用者の障害の種類	〇〇〇〇					
利用者の障害の程度	〇〇〇〇					
利用者の生活状況	〇〇〇〇					
利用者の意向	〇〇〇〇					
利用者の氏名	性別	生年月日	利用者の住所	利用者の連絡先	利用者の相談先	利用者の意向
〇〇〇〇	男	〇〇年〇〇月〇〇日	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番	〇〇-〇〇-〇〇〇〇	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番	〇〇〇〇
利用者の障害の種類	〇〇〇〇					
利用者の障害の程度	〇〇〇〇					
利用者の生活状況	〇〇〇〇					
利用者の意向	〇〇〇〇					

6. モニタリングとは？

計画に基づいたサービス提供において一定期間ごとの評価・見直しを行う。

● モニタリングの視点

- 計画に沿ったサービス提供がなされているか。
- サービス提供において問題、課題はないか。
- 利用者の目標達成に向いているか。
- 本人、家族はどう感じているか。



8. サービス等利用計画のメリット♪

相談支援事業者から適切なサービスの組み合わせの提案を受けることができます。

一つの計画を基に関係者が情報を共有するので、一体的な支援を受けることができます。

本人の目標に基づく計画を作成することで、本人のニーズに合った支給決定を受けることができます。



7. サービス等利用計画を作っていないとどうなる？

原則として平成27年4月以降は、サービス等利用計画がないと、新規のサービス利用・受給者証の更新ができなくなります。

8. 暮らしを支える相談支援体制

- 計画相談
ニーズを明確にして本人に合った福祉サービスの調整
- 地域定着支援
常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な時に対応

単身生活者の増加

- 個別ニーズの尊重
- 家族・介護者の高齢化
- 権利擁護の視点
- 触法障害者・生活困窮者支援との接点

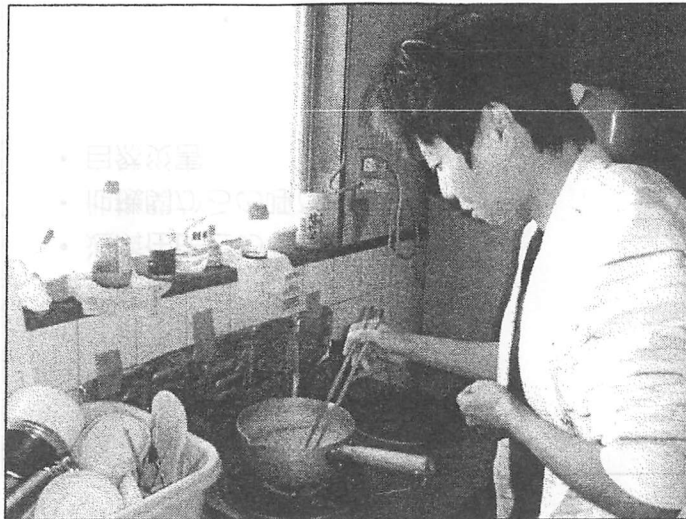
地域定着支援について

• 登録者		48名
内 訳	単身	41名
	家族が要介護	6名
	地域移行	1名

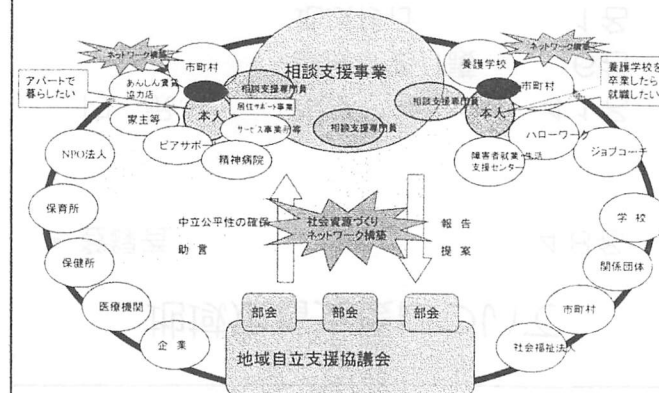
緊急対応の主な内容

- 体調不良・通院
- 救急車対応
- 近隣住民とのトラブル
- 他機関からの呼び出し
- 自然災害





9. 地域の相談支援体制と地域自立支援協議会



倉敷市

• 人口 487,000人

• 相談支援事業

地域活動支援センター I 型	5か所
指定相談支援事業所	20か所
市直営児童相談支援センター	1か所

25

自立支援協議会成功の5つのカギ

- ① 目的設定は官民共同で行う
 - 「この会議を通じて、どうしても確認しておきたいこと、話し合っておきたいこと、共通の課題をもとに解決したいこと」の動機付けを参加者がもつ
 - 事例検討の中からやるべきことが生まれる、という共通の課題意識が重要
- ② 官と民の役割分担を相互が過度に求めない
 - 取り組みを実行にうつすときは、無理のない役割分担を。少しずつ前に進める
 - 行政の役割が大きすぎると民間の知恵が生まれない
- ③ 市民の参加を得る
 - 評価、成果測定が困難な場合は、何を尺度とするのか協議する
 - 市民の意見、感覚を取り入れる仕組みを入れる
 - 重層的な協議会の仕掛けが必要(例 親協議会-幹事会議-部会(ワーキング))
- ④ 正確なメッセージを発信する
 - 取り組みのひとつひとつが生活の質の向上を目的としているというメッセージを正確に伝える
 - チームアプローチの最低条件は明確な目的設定。そのための相互の正確なメッセージが重要
- ⑤ ガバナンスを明らかにする
 - 役割分担(責任)が適切に果たされているか順守の監視を明確にする



自立支援協議会の最大の機能とは

地元の名士や、福祉関係者の長を集めて、「このまちの障がい者福祉における問題について」なんて堅苦しい会議を開くことが自立支援協議会だという誤った認識が全国的に広まっているようですが・・・

一人の障がい者の困りごとに電話一本で関係者が集まって「この人をどう支えるか」を話し合える体制こそ自立支援協議会の最大の機能です。By とえだ



- 困りごとがあったときにいつでも相談できる
- 関係機関が協力しあいながら障害当事者やその家族をサポートできる



10. 障がい児の相談支援（計画相談）について

平成27年度の福祉サービス受給者証の更新時期までに福祉サービス（児童発達支援、ホームヘルプなど）を利用するすべての人に相談支援（計画相談）が導入されることになります。



◆ 障がい児の相談支援（計画相談）の役割



相談支援専門員

- 福祉サービスを上手に利用できるようお手伝い
 - ⇒ サービス等利用計画(ケアプラン)作成
 - ⇒ 申請手続きの補助
- 福祉サービスを上手に利用できているかの定期確認
 - ⇒ モニタリング
- 保護者の子育てに関する不安への助言や情報提供
 - ⇒ 基本相談

◆◆ 注意 ◆◆

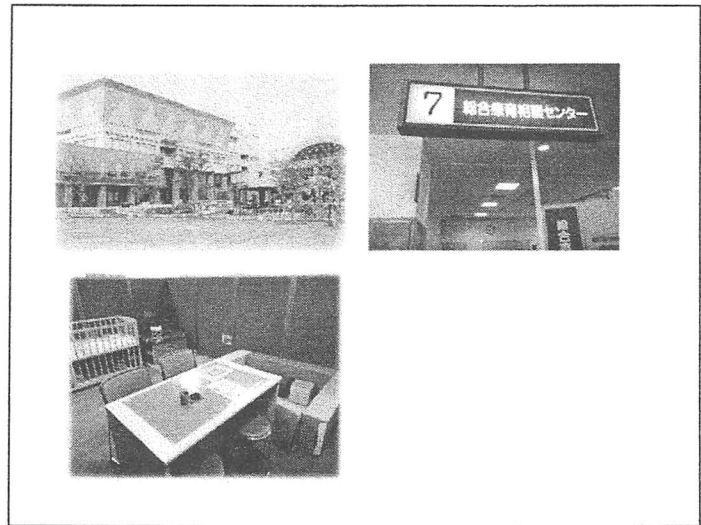
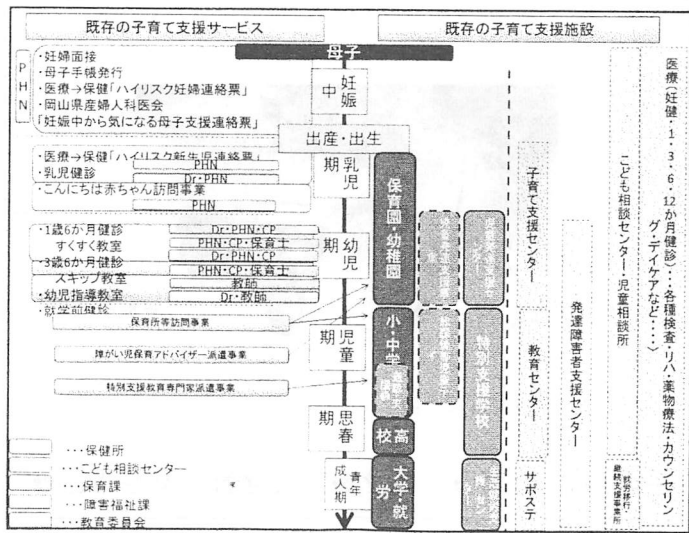
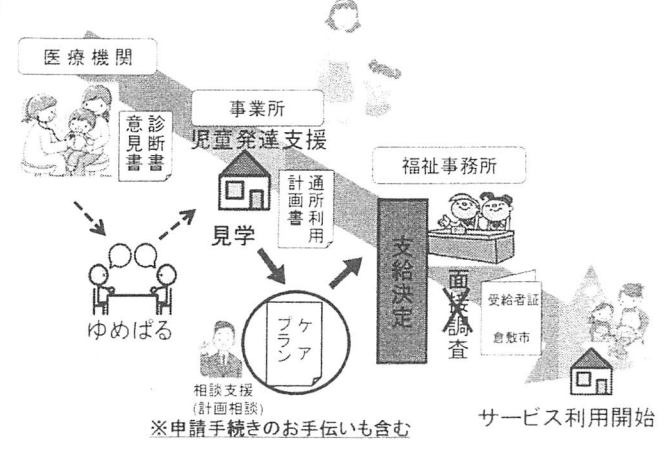
相談支援(計画相談)の対象となる主な障がい福祉サービス

- 児童発達支援、放課後等デイサービス
- 保育所等訪問、居宅介護、ショートステイ
- 行動援護 ほか

※一つでも利用していれば、相談支援(計画相談)の対象です

日中一時支援や移動支援のみを利用している障がい児は相談支援(計画相談)の対象ではありません。

◆利用開始までの流れ(児童発達支援・放デイの場合)



◆児童発達支援利用に係る専門相談 in ゆめばる



サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案【週間計画表】

利用者氏名(児童氏名)				障害程度区分	区分2	相談支援事業者名	相談支援事業所 めやす箱
障害福祉サービス受給者証番号	MRI: 大人からはこの列を削除	3100067606				計画作成担当者	中尾 浩二郎
地域相談支援受給者証番号		3100067606	通所受給者証番号	無			
計画開始年月	平成2						

	月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00	起床	起床	起床	起床	起床	起床	起床	・生活介護は送迎付きである。散歩等の活動を行うことにより、健康維持に繋げていくことができる。土曜は第1・31に行く。 ・買い物はハローズへ歩いていく。 ・家事援助にて、調理を手伝ってもらうことにより本人では難しい栄養面の管理ができる。
8:00	迎え	迎え	迎え	迎え	迎え	迎え		
10:00	生	生	生	生	生	生		
12:00	活	活	活	活	活	活		
14:00	介	介	介	介	介	介		
16:00	買		買	家事援助	買	買		
18:00	夕	家事援助	夕	夕	夕	夕	夕	
20:00	テ	テ	テ	テ	テ	テ	テ	
22:00	入	入	入	入	入	入	入	
0:00	就	就	就	就	就	就	就	
2:00								
4:00								

サービス提供 によって実現 する生活の 全体像	生活が安定し一人暮らしの環境に慣れることができる。 また、健康状態を把握することができ健康・衛生面に留意した生活を送ることができる。
----------------------------------	---

11

サービス等利用計画・障害児支援利用計画

利用者様 MRI: 番号 障害福祉 地域相	様 3100072507	障害程度区分 利用者負担上限額	区分2 0円	相談支援事業者名 計画作成担当者	相談支援事業所めやす箱 中尾 浩二郎
	3100072507	通所受給者証番号	無		
計画作成日	平成26年4月14日	モニタリング期間(開始年月)	1ヶ月(平成26年5月)		

利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)	自分一人では子供の通学の送り出しを行うことが難しいので手伝ってほしい。 家族の手続き等、すべて自分で行っているのでもんどくなることもある。 手続き等、分からないことを教えてほしい。
総合的な援助の方針	本人の負担を軽減し、健康維持を図ることで生活の安定に繋げていく。
長期目標	負担の軽減から体調の維持向上を図り、日中活動に毎日参加できるようになる。
短期目標	本人にとって負担となっていることに対して必要なサービスを提供することで、負担の軽減を図る。

優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等		課題解決のための本人の役割	評価時期	その他留意事項
				種類・内容・量(頻度・時間)	提供事業者名(担当者名・電話)			
1	自分が難しい部分を手伝ってほしい	必要なサービスを利用することで本人の負担を軽減する	6ヶ月	居宅介護 家事援助 20h/月 子供の通学の送り出し	〇〇ヘルパー ステーション 086-〇〇〇	手伝ってほしいことをヘルパーさんに伝える	1ヶ月	情緒不安定となることが多く、体重も体調不良から減少している。
2	日中活動に参加することが楽しい	日中活動に参加することで、本人の楽しみに繋げ生活の安定を図る	6ヶ月	就労継続支援B型 作業 月-8日	就労B型支援 △△事業所 086-〇〇〇-	日中活動に参加する	1ヶ月	夫もコスモスを利用中。1日中、同じ空間という部分に負担を感じることもある。
3	困りごとを相談したい	困り事等を相談できる機会を提供することで不安感の軽減を行う	6ヶ月	相談支援 計画相談 定期的な訪問	相談支援事業所めやす箱 中尾 086-441-3402	困り事や気になることがあれば連絡をする	1ヶ月	
4								
5								
6								

利用者同意署名欄

12